

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	べつかいちょうしゅうらく
組織名	別海町集落
ふりがな	さいとう はるお
代表者氏名	斉藤 春雄
ふりがな	のつけぐんべつかいちょうべつかいときわちょう280ばんち
所在地	野付郡別海町別海常盤町280番地

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

☐	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙
☒	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙1
☐	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	令和 年度	令和 年度	年	令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和 年度	令和 年度	年	令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和 年度	令和 年度	年	令和 年度	令和 年度
中山間直接	令和 2 年度	令和 6 年度	5 年	令和 年度	令和 年度
環境直払	令和 年度	令和 年度	年	令和 年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1		計								遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
		田		畑		草地		採草放牧地				
多面支払		a		a		a				a	a	円
	中山間 直払	a		a		(6, 020, 659a) 6, 019, 979a		a		(6, 020, 659a)	a	(93, 098, 991円)
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜		6, 019, 979 a	a	902, 996, 917円
農地 面積	環境 直払※2	a										円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面支払と中山間直払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
(6,228,870a)
6,228,190 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙 1)

2号事業様式

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名	役職名等	氏名
集落長	齊藤 春雄		
副集落長	遠藤 均		
副集落長	木村 謙		
監事	細谷 孝行		
監事	宍戸 一哉		

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者

[illegible]

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
☒	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
☐	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ()

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
☐	③その他（別途の規約） 農道の草刈等環境整備は多面的機能支払交付金活動組織が行う。

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡、円)

項 目	協 定 農用地 面 積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面 積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額
協定全体			急傾斜				急傾斜				急傾斜				急傾斜		
			緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜		
			小区画・ 不整形				小区画・ 不整形				小区画・ 不整形				小区画・ 不整形		
	622,819,034		草地比率 の高い草地				草地比率 の高い草地			601,997,945		草地比率 の高い草地	1.5	902,996,917		草地比率 の高い草地	
			高齢化率・ 耕作放棄率				高齢化率・ 耕作放棄率					高齢化率・ 耕作放棄率			高齢化率・ 耕作放棄率		
計																	

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算				
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上			
		10,000		
		9,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とす

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とす

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計		

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

4 集落機能強化加算

集落機能強化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 生産性向上加算

生産性向上加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
○	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。

また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

	活動方策	活動計画（目標）
	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
○	新規就農者等による農業生産	町内の酪農研修施設において毎年3組6名程度の研修生を受入れし、研修後の新規就農に向けた各種取組を実施する。併せて、酪農後継者の確保に努める。 目標戸数：15戸
	地場産農産物等の加工・販売	
	消費・出資の呼び込み	
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
○	その他（自由記載）	計画的な草地整備を実施し、集落で事業費の一部を助成することにより、本町の自給飼料作物の作付面積を確保し、生産性及び品質の向上を図る。 目標面積：5000ha

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☒ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
☐	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
☐	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等（そのための買い上げを含む。）を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
☐	⑩その他 （農用地の適正な維持管理のため農用地データを整備する。） （家畜の衛生環境の強化及び農作業の効率化を図るため畜舎周辺等の舗装を整備する。）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
①水 路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ ゴミ拾い ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
○	③景観作物を作付ける。（主要道路沿・地域会館周辺等における花壇整備）
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
○	⑩その他 （河川周辺の植林等を実施する。） （各地域会館等への植栽・除草・草刈等各種環境整備により景観保全及び多面的機能の増進を図る。）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

特になし

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。（詳細は別紙1 附帯説明資料のとおり）

項 目		金 額 (円)	うち、前年度からの繰越額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	34,560,880	13,600,729
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落 マスタープランの将来像を実現するための活動に 対する経費	102,334,177	34,500,000
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動 に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	440,013,556	81,382,000
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額（3のと おり）	246,064,234	
	合計	822,972,847	129,482,729

(a)

(b)

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立予定額	84,000,000	500,000	500,000	500,000	
積立累計額	—	84,500,000	85,000,000	85,500,000	85,500,000

(イ) 取り崩し予定等

○ 取り崩し予定年度： 令和 2～6 年度（協定期間内）

○ 取り崩し予定年度における積立累計額： 85,500,000 円

○ 使途：

令和3年度 河川周辺植林事業11,000,000円
令和4年度 河川周辺植林事業11,000,000円
令和5年度 河川周辺植林事業11,000,000円
令和6年度 河川周辺植林事業11,000,000円
中山間システムオルソ画像作成業務41,500,000円
に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

○ 繰越予定年度： 令和 3 年度（当該年度の翌年度）

○ 繰越予定額： 162,064,234 円

○ 使途：

令和3年度共同取組活動経費（草地整備等）
に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金 額	
	(配分割合： 23 %)	円
	209,506,799	(c)

※

【参考】

(円)

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{a 欄} & & \text{b 欄} & & \text{c 欄} & & \text{当該年度交付金額} \\
 \hline
 822,972,847 & - & 129,482,729 & + & 209,506,799 & = & 902,996,917
 \end{array}$$

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）

集落戦略を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
	別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

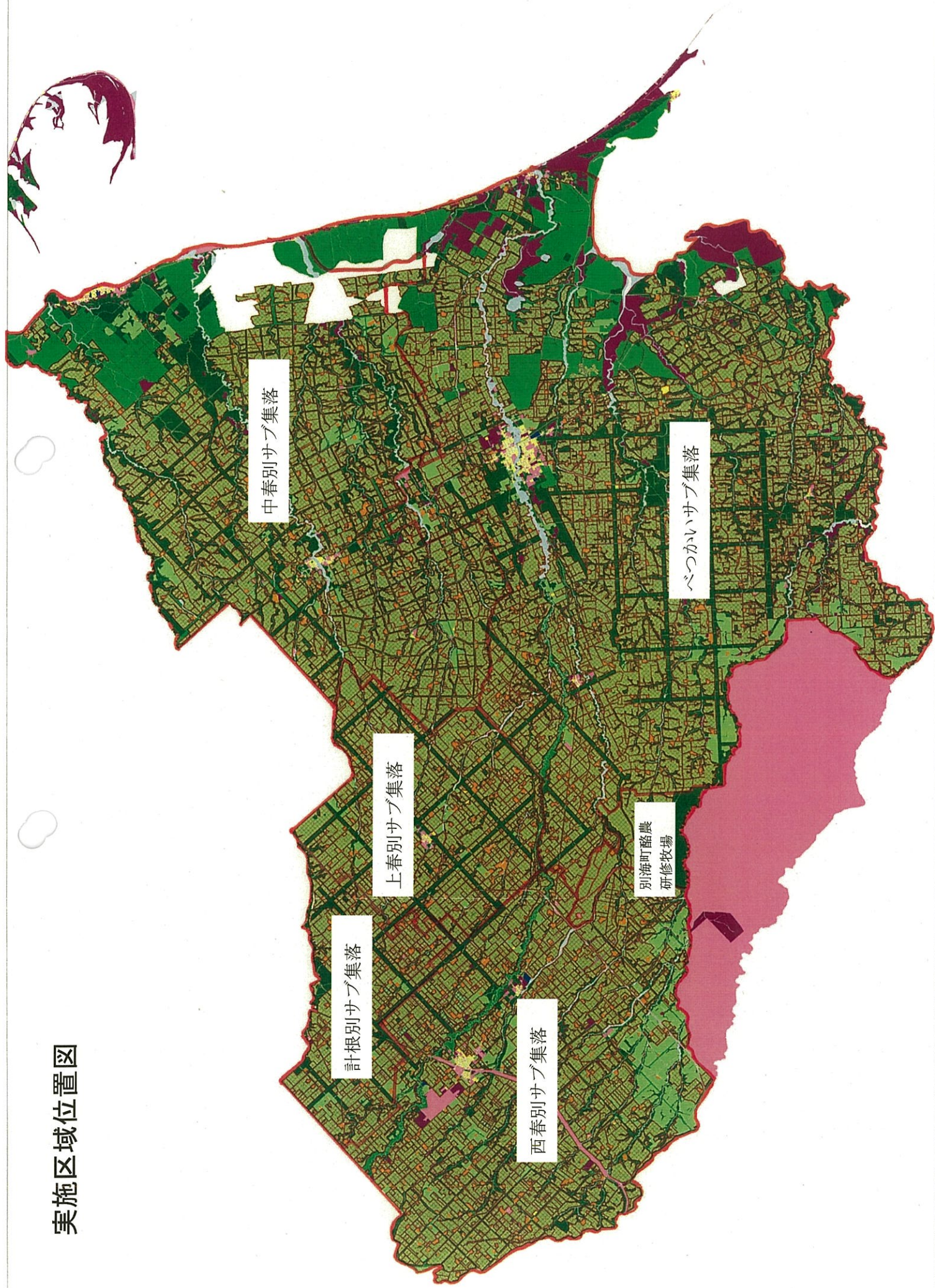
次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	令和 年度～ 令和 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

実施区域位置図



令和2年8月21日

区 分	合計	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
協定参加者 (単位：人、組織)	683	550		127			6							

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号	年齢 分類 記号		国際水準GAPの実 施に係る取組意 思確認	
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			☐	国際水準GAP を実施します。

別紙記載

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
		2	農事組合法人
	団体として参加	3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。

注5：「国際水準GAPの実施に係る取組意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ理解し、その理解に基づきGAPの取組を実施することをいう。